

平成 20 年 7 月 31 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 32 号（企業会計基準第 12 号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 31 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、平成 20 年 3 月に企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「セグメント情報等会計基準」という。）が公表されたことに伴い、当委員会が平成 19 年 3 月に公表した企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」について、所要の改正を行うための審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 7 月 24 日の第 157 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及びその適用指針の公開草案（以下「本適用指針案」という。）また本会計基準案と本適用指針案を合わせて、以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 20 年 9 月 19 日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとしては取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール : shihanki2@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ セグメント情報等に関する事項（本会計基準案第 19 項(7) 及び第 25 項(5-2)）

セグメント情報等会計基準により、企業は国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報並びにのれんに関する報告セグメント別情報を年度の連結財務諸表又は個別財務諸表に開示することとされた。

このため、セグメント情報等会計基準適用後の四半期財務諸表には、次のセグメント情報等に関する事項の開示を求めることとした。

- (1) 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高
- (2) 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要
- (3) 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容
- (4) 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要
- (5) 重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要
- (6) のれんの金額に重要な変動が生じた場合（重要な負ののれんを認識した場合を含む。）には、その報告セグメント別の概要

■ 適用時期等（本会計基準案第 28-2 項から第 28-4 項）

- (1) 改正された本会計基準及び本適用指針は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期会計期間から適用する。なお、適用初年度においては、セグメント情報等に関する事項の前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する開示について記載することを要しない。
- (2) 適用初年度の第 1 四半期会計期間においては、セグメント情報等に関する事項について、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 報告セグメントの決定方法
 - ② 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

【参考】四半期連結財務諸表におけるセグメント情報等に関する事項のイメージ

この記載例は、本公開草案の理解に資するために参考として添付されるものであり、その一部を構成するものではない。

(セグメント情報等に関する事項)

当第1四半期連結累計期間（自平成XX年XX月XX日 至平成XX年XX月XX日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高	3,000	5,000	12,500	13,500	34,000	1,000	35,000
セグメント利益	200	70	900	2,300	3,470	100	3,570

(注) 報告セグメントの利益合計額3,470百万円と連結財務諸表の営業利益1,520百万円の差額△1,950百万円には、セグメント間取引消去△500百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△950百万円等が含まれている。なお、棚卸資産については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価している。

《前連結会計年度末と比較して著しい変動がある場合等》

報告セグメントの資産の金額に著しい変動がある場合

平成XX年XX月に○社株式の100%を取得し、連結子会社化したことにより、当第1四半期において、電子事業の資産が前連結会計年度末と比較して、概ねX,XXX百万円増加している。

重要な減損損失を認識した場合

予想し得ない市況の変化に伴う当社集積回路製品の急激な価格低下により、同製品の製造に係る○○工場の資産グループを当初の予定よりも早期に処分することとした。このため、当第1四半期において、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(X,XXX百万円)を電子事業の減損損失として計上した。

のれんの金額に重要な変動が生じた場合

平成XX年XX月に○社株式の100%を取得し、連結子会社化したことにより、電子事業ののれん(X,XXX百万円)を認識し、当第1四半期の償却額(X,XXX百万円)を、電子事業ののれんの償却額として計上した。

以上